



「応援村 OUEN-MURA」 ガイドライン（第2版）

“OUEN-MURA” Guideline

全国応援村実行委員会

令和元年 10 月 24 日

はじめに

令和の時代、我が国はもとより世界各国から超一流のアスリートが我が国に集う。しかしながら、実際の競技場で観戦・応援するチャンスは、私たち一般国民にとってあまり身近とはいえず、特に、地方にお住まいの方々にとってはなおさらである。

そもそも、世界的なスポーツ観戦は、自国・他国を問わず選手に声援を送り合う世界最大の「応援の場」であるはずだ。ところが現状のままであれば、応援する場を持たない国民の多くは、自宅でのテレビ観戦にとどまるだろう。このことは見方を変えると、主人公である「選手」と対をなす「応援者」、すなわち「様々な地域で応援をする住民」に光が当たっていないことの表れではないだろうか。

そこで、地域住民の皆さんが日常生活の延長の中で「応援できる」プラットフォームとして、「応援村 OUEN-MURA」を考案した。皆がこぞって応援できるプラットフォームを設置し、これによる気運醸成は結果的に地域の活性化にもつながるものと考えている。あわせて、国内外から集まる観光客の皆さんに対しても広く門戸を開きたい。

世界で初めて、このような「応援村 OUEN-MURA」を実施することで、世界に向けて日本の元気を伝えていきたい。そして、私たちの未来と子どもたちのために、レガシーを創っていきたい。

そんな素朴な思いから、この「応援村 OUEN-MURA」は生まれた。

全国応援村実行委員会

目次

はじめに	1
1. 「応援村 OUEEN-MURA」の様々なかたち	3
1-1 着想から、原点を見つめ直す	3
1-2 私たちが現時点で考える様々な「応援村 OUEEN-MURA」のかたち	4
2. 「応援村憲章」	5
3. 第Ⅱ類型「応援村」の実施概要・推進体制	6
3-1 実施概要	6
3-2 推進体制	6
3-3 推進体制図	7
4. 第Ⅱ類型「応援村」の役割分担	8
4-1 役割分担	8
4-2 役割分担イメージ図	8
5. 第Ⅱ類型「応援村」のスケジュール	10
6. 第Ⅱ類型「応援村」のイメージ	11
6-1 開催イメージ	11
6-2 開催規模別一覧（代表パターン）	12
実施要領	13
資料篇	19
〔資料〕 第Ⅱ類型「応援村」のQ&A	20

1. 「応援村 OUEEN-MURA」の様々なかたち

1-1 着想から、原点を見つめ直す

冒頭、「そもそも、応援村を思い立った趣旨」を述べた。しかし、これは世界的なスポーツ大会にとどまらないのではないか。私たちは繰り返し議論する中で、そう考えるに至った。何を応援したいのだろうか。何を応援すべきなのだろうか。

私たちは、素朴に一所懸命に生きる人を応援したい。頑張りたいけれど頑張ることができない環境にある人を応援したい。時間的・物理的・金銭的、さらには精神的な障壁。病気や障がいを持つ人たちの日常生活。ひとり親家庭や親と離れて暮らす子どもたち、介護する人・される人。一人一人が感じる幸福がそこにあり、その対となる障壁がある。その障壁を少しでも取り除く「応援」をしたい。

日本の人口減少と東京一極集中。それがもたらす光と影。大きな流れは変えられないかもしれないけれど、今ある一人一人の生活を「応援」したい。

それから、もう1つ譲れない思いがある。この国のどこかで毎年のように起こる自然災害にも目を向けたい。災害が起きる度に、自治体・民間企業・ボランティア等が日本中、世界中から集まり、自然の脅威を前に様々な手を尽くしている。その時、真っ先に被害者となる「社会的弱者」に対して、私たちも皆さんとともにできる限りの「応援」をしたい。

今回、応援村構想に賛同していただける自治体や企業・団体の皆さんとともに、そんな持続可能な「応援村 OUEEN-MURA」を全国各地に作りたい。

「まず隗より始めよ」ではないけれど、今、私たち一人一人にできる「応援村 OUEEN-MURA」を創ること。これが、私たちの原点である。

1-2 私たちが現時点で考える様々な「応援村 OUEEN-MURA」のかたち

類型	テーマ	実施主体	コンテンツ
第Ⅰ類型	自然災害	賛同自治体・民間企業 ・地域住民等	個別避難テント ・仮設トイレ貸出等
第Ⅱ類型	スポーツ 大会	開催自治体・賛同自治体 ・地域住民等	地域の飲食・物販 ・スポーツ体験等
第Ⅲ類型	子ども	開催自治体・賛同自治体 ・民間企業・地域住民等	ものづくり教室・体験活動 ・学習機会創出等
第Ⅳ類型	健康	開催自治体・賛同自治体 ・民間企業・地域住民等	マラソン大会・フィットネス教 室・健康体操・e-Sports 等
第Ⅴ類型	お祭り	開催自治体・賛同自治体 ・民間企業・地域住民等	物販・人的交流 ・仮設トイレ貸出等

※いずれも主催者が発出した運営基準等を遵守します。

2. 「応援村憲章」

全国応援村実行委員会は、「応援村 OUEEN-MURA」の実現に向けて、ここに「応援村憲章」を宣言します。

いつでも応援村

- “特別な日”だけでなく、私たちの“日常”の中で。そして、災害時など“寄り添う”ときも。

どこでも応援村

- 場所も規模も自由。家や職場、身近なところも応援村に。アイデア次第で世界中の人とつながることも。

みんなで応援村

- 誰でも、誰とでも。人の数だけ、思いの数だけ、多様な応援村が生まれます。

3. 第Ⅱ類型「応援村」の実施概要・推進体制

3-1 実施概要

「応援村 OUEEN-MURA」は賛同する地方自治体を主催者とし、令和2年夏、全国2,000か所に設置、2,000万人の来場者数を目指す。規模は、大規模なものだけでなく中規模・小規模（例えば、福祉施設・寺社・廃校・体育館・保育園・放課後児童クラブ・事業所・庁舎スペース・公共ホール等）のパブリックスペース等を想定し、全国津々浦々、ご自宅の近くで気軽に手軽に参加し応援できる環境を整えるものとする。そのうち20地域を、全国からの応募を踏まえ「重要拠点」と位置づける。

「応援村 OUEEN-MURA」は、全国応援村実行委員会が国及び道府県と連携し、都内の公園、都内大通りなどを舞台とし地方創生事業や全国の地域間連携事業などにつなげるとともに、我が国の先端技術を提供できることとしたい。

3-2 推進体制

- 本プロジェクト推進に向けた気運を高め、国民的な運動として展開するため、産官学その他各界から参加を募る「全国応援村実行委員会」（以下「親委員会」という。）を設置する。
- 親委員会は、道府県知事、特別区長、市町村長、中央省庁課長、地方議員、企業・団体役員、大学教授、仏教会役員などで構成する。
- 事務局は一般社団法人全国空き家バンク推進機構¹（以下「ZAB」という。）及び2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合²（以下「首長連合」という。）から派遣される職員によって構成するものとする。

¹ 一般社団法人全国空き家バンク推進機構：<https://zab-org.jp>

² 2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合（三条市HP）：<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/keizaibu/eigyosenryakushitsu/eisen/2339.html>

3-3 推進体制図（令和元年 10 月 24 日現在） ※敬称略

●全国応援村実行委員会顧問団

浅見泰司	東京大学 教授（東京大学大学院工学系研究科）、ZAB理事
蓮池眞澄	一般社団法人巨樹の会会長
小山薫堂	放送作家

●全国応援村実行委員会顧問弁護士

鬼橋正敏（みどり法律事務所）
山田卓（三番町法律事務所）

ほか

●全国応援村実行委員会（親委員会）実行委員

中 村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
國 定 勇 人	三条市長、オリパラ首長連合会長
鈴 木 英 敬	三重県知事
尾 崎 正 直	高知県知事
熊 谷 俊 人	千葉市長
長 野 恭 紘	別府市長
三 牧 純一郎	経済産業省 商務・サービスグループ クールジャパン政策課長
長谷部 健	渋谷区長
高 島 宗一郎	福岡市長
白 岩 孝 夫	南陽市長
田 中 幹 夫	南砺市長
東 坂 浩 一	大東市長
大久保 勉	久留米市長
小 松 政	武雄市長
代 田 昭 久	長野県飯田市教育委員会教育長
横 山 公 大	高知市議会議員
青 木 淑 浩	KNT-CTホールディングス株式会社 執行役員、東京オリンピック・パラリンピック事業推進部長
奥 村 辰 平	株式会社 JAPAN WELLNESS INNOVATION 代表取締役社長
貝 原 良 太	医療法人貝原医院理事長
川 井 潤	株式会社ビタミンボックス プロジェティスタ
菊 池 尚 人	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科特任教授、オリパラ首長連合事務局長代理
倉 島 隆 行	宗教法人四天王寺代表役員
小 松 成 美	作家
斉 藤 正 行	一般社団法人全国介護事業者連盟専務理事
清 水 千 弘	日本大学スポーツ科学部教授、東京大学CSIS特任教授、ZAB理事
田 中 幸一郎	株式会社 Life is Style 執行役員
広 田 康 博	akippa株式会社 取締役
松 岡 泰 裕	一般社団法人巨樹の会 事務局長
樋 渡 啓 祐	元武雄市長、ZAB理事長、オリパラ首長連合事務局長

各市町村実行委員会

広告代理店等

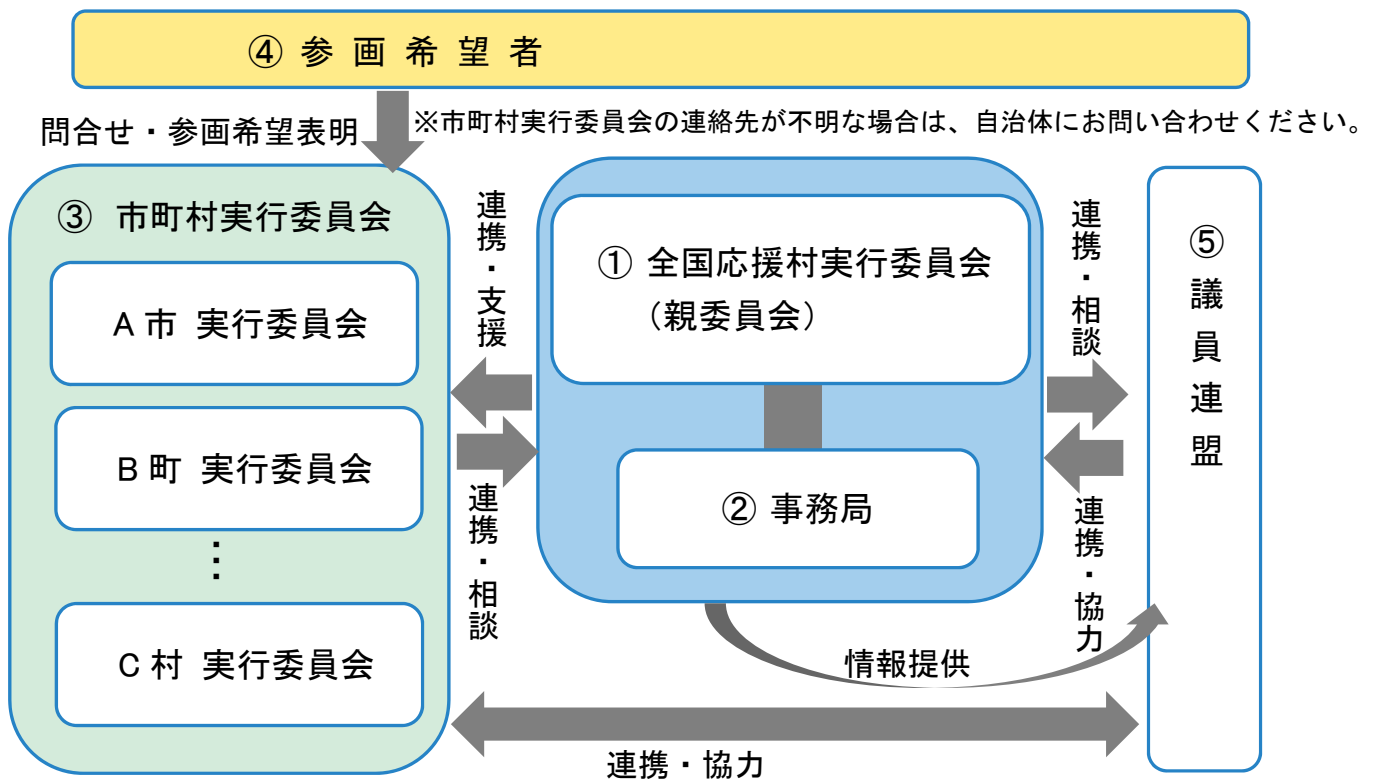
4. 第Ⅱ類型「応援村」の役割分担

4-1 役割分担

- ① 全国応援村実行委員会（親委員会）：市町村実行委員会に対して連携及び支援を行う。
- ② 全国応援村実行委員会事務局（事務局）：上記親委員会の事務及び経理等を行う。
- ③ 市町村実行委員会：応援村開催市町村において発足する実行委員会。各自治体で開催する応援村の企画及び運営を行う。原則として、各自治体の首長が実行委員長に就任するものとする。
- ④ 参画希望者：参画を希望する地域住民・NPO法人・地域事業者等は、様々な立場で応援村に関わることができる。
- ⑤ 全国応援村議員連盟（議員連盟）：応援村に賛同する議員が発起した連盟。賛同議員は参画可能。親委員会及び市町村実行委員会に対して連携及び協力を行う。問合せ先：giinrenmei▲ouen-mura.com

（注）上記の「▲」記号を「@」記号に置き換えてください。

4-2 役割分担イメージ図



< 留意事項 >

- (1) 全国応援村実行委員会（親委員会）は、非営利組織であり、事業の大枠のみ示す役割を担う。
- (2) 市町村実行委員会の委員長職は、原則、自治体首長が就任するものとするが、その地域の特性にかんがみ、例外として、別の者（各種団体代表等）が委員長にふさわしい場合はそれを妨げない。ただし、その場合、自治体首長は最高顧問に就任するなど連携を図るものとする。
- (3) 全国応援村実行委員会（親委員会）が市町村実行委員会へ行う支援内容は、個別具体的な事案について、企画支援・物質支援等を想定。全体的には、「応援村 OUEEN-MURA」構想の法的整理・ルール・ガイドライン等の発出を通じた支援を想定。
- (4) 自治体が単独で応援村の企画運営等を行う場合、市町村実行委員会は設置しなくてもよいものとする。

5. 第Ⅱ類型「応援村」のスケジュール

令和元年

- 6月12日(水) 「応援村 OUEEN-MURA」記者会見 (@虎ノ門ヒルズ及び三重県庁)
- 8月27日(火) 第一回全国応援村実行委員会(親委員会) (@三重県鳥羽市)
 - ・ 応援村憲章・ガイドライン公表
 - ・ 「お祭り応援村部会」発足
 - ・ 「世界遺産・日本遺産応援村部会」発足
- 10月24日(木) 第二回全国応援村実行委員会(親委員会) (@高知県高知市)
 - ・ 応援村議員連盟発足
 - ・ 応援村実施要領発表
- 10~12月 プレ応援村開催

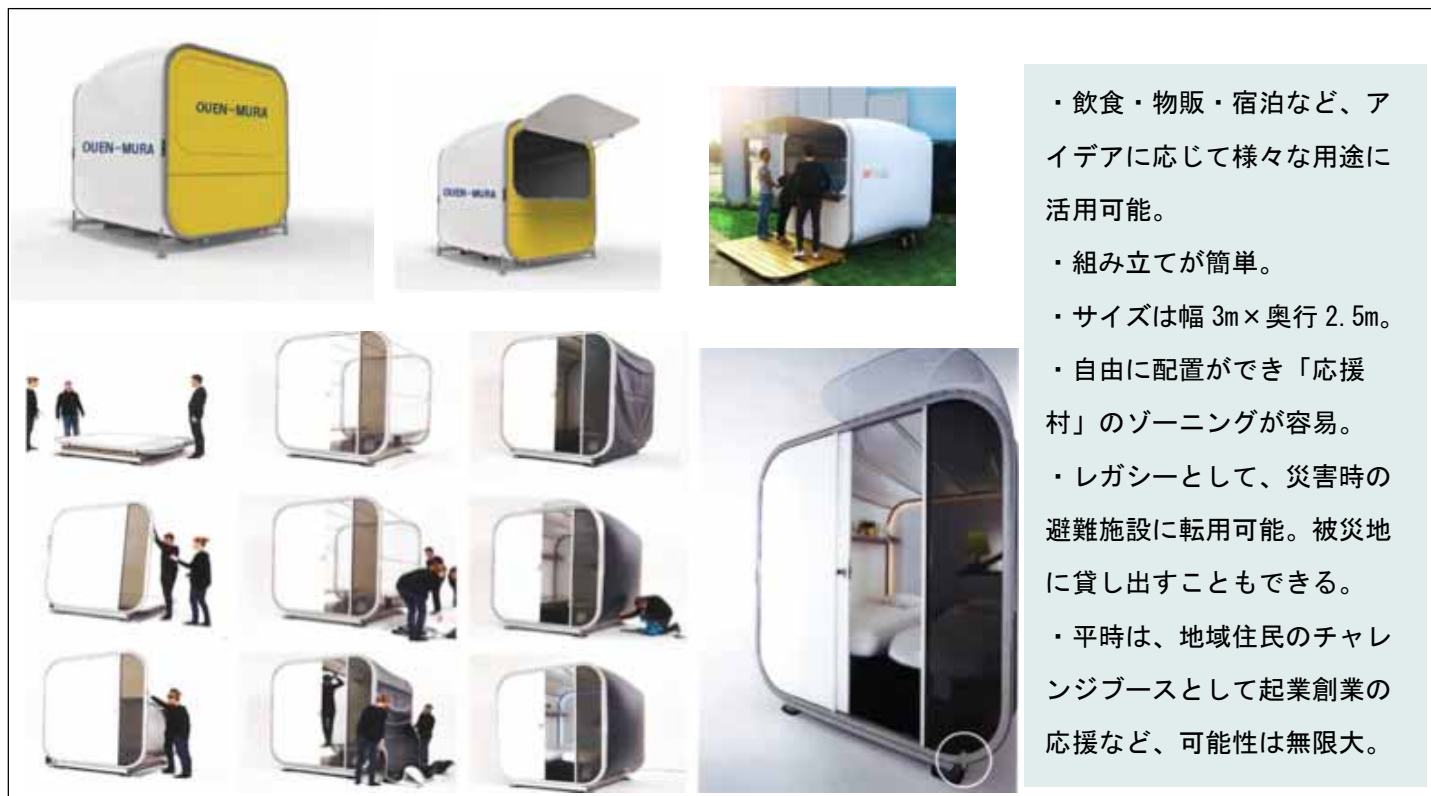
令和2年

- 1月20日(月) 第三回全国応援村実行委員会(親委員会) (@大分県別府市)
- 2月
 - ・ 応援村関係申請受付開始
 - ・ 重要拠点20か所募集開始
- 4月 第四回全国応援村実行委員会(親委員会) (場所未定)
 - ・ 重要拠点20か所公表
 - ・ 開村式(MURA-BIRAKI)宣言
- 12月 第五回全国応援村実行委員会(場所未定)
 - ・ 閉村式












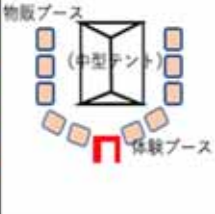
※スケジュールについては、変更になる場合があります。

6. 第Ⅱ類型「応援村」のイメージ

6-1 開催イメージ

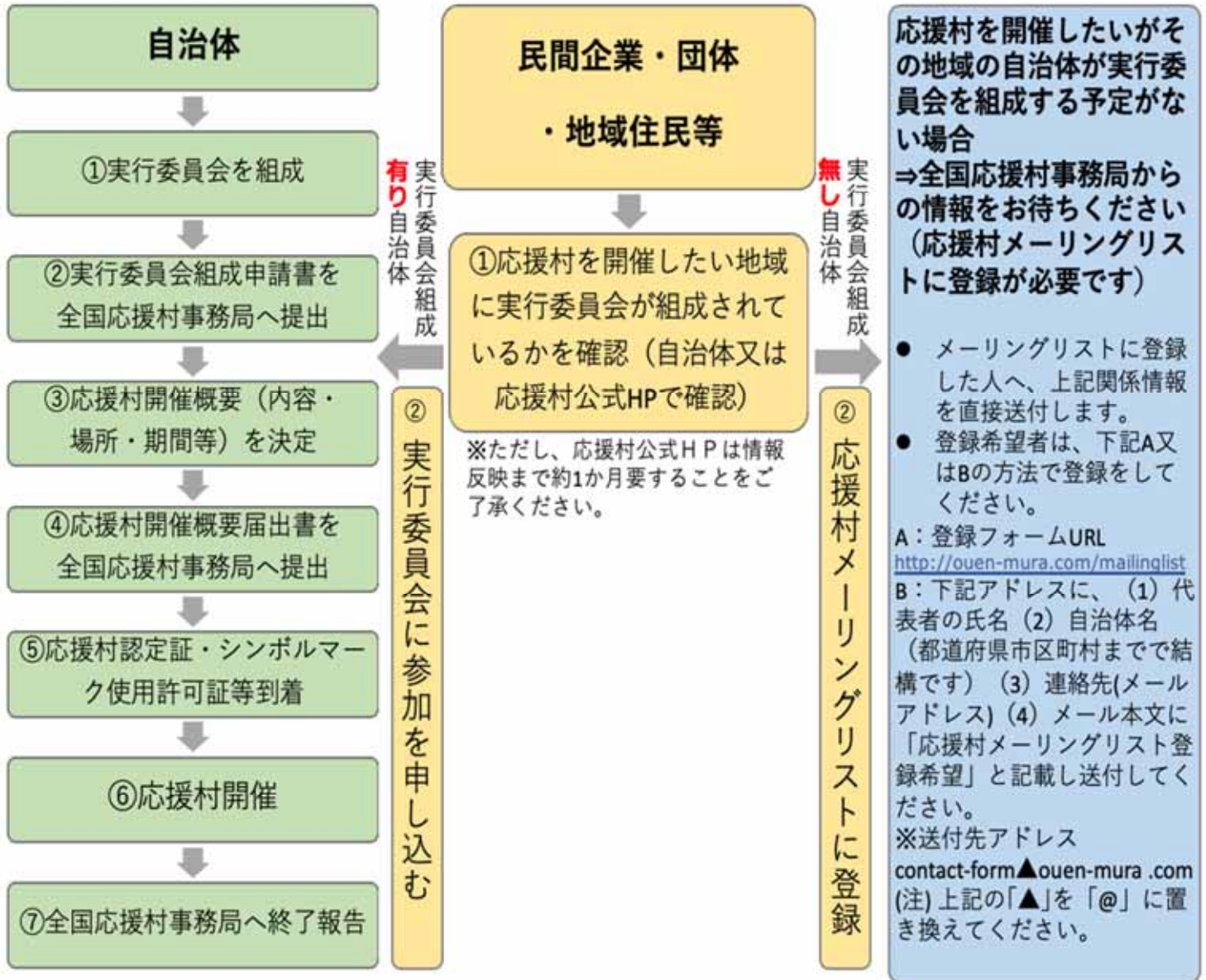


6-2 開催規模別一覧（代表パターン）

分類	A	B	C	D	E
施設整備概要 (●仮設整備)	●物販ブース ●飲食ブース ●体験ブース ●ウェルカムゲート 	●物販ブース ●飲食ブース ●体験ブース ●ウェルカムゲート 	○既存大規模施設（屋内） ●物販ブース ●飲食ブース ●体験ブース ●ウェルカムゲート 	○既存小規模施設（屋内） ●ウェルカムフラッグ 	○既存小規模施設（屋内） ●ウェルカムフラッグ 
開催会場地（想定）	大規模公園・大規模駐車場・スポーツ施設・ドーム等	公園・駐車場・グラウンド・ホール・体育館等	県庁・市役所・町村役場 コミュニティセンター 廃校・空き庁舎等	公民館・各福祉施設・廃校・空き庁舎・事業所・寺社等	公民館・各福祉施設・児童館・医療機関・行政空きスペース・事業所等
開催面積/収容人数	3000㎡～5000㎡ 500名～2000名	1000㎡～3000㎡ 200名～500名	200㎡～1000㎡ 100名～500名	100㎡～200㎡ 30名～100名	～100㎡ 30名以内
会場配置イメージ① (配置図はイメージです)					
会場配置イメージ② (配置図はイメージです)					

実施要領

【1】概略フロー図(令和2年2月以降の動き)



(参考)

○「親委員会」と「実行委員会」の違い

「全国応援村実行委員会」と「各市町村実行委員会」を区別するために、全国応援村実行委員会は「親委員会」、各市町村実行委員会は「実行委員会」と呼ぶものとする(参照:本ガイドライン8頁)。

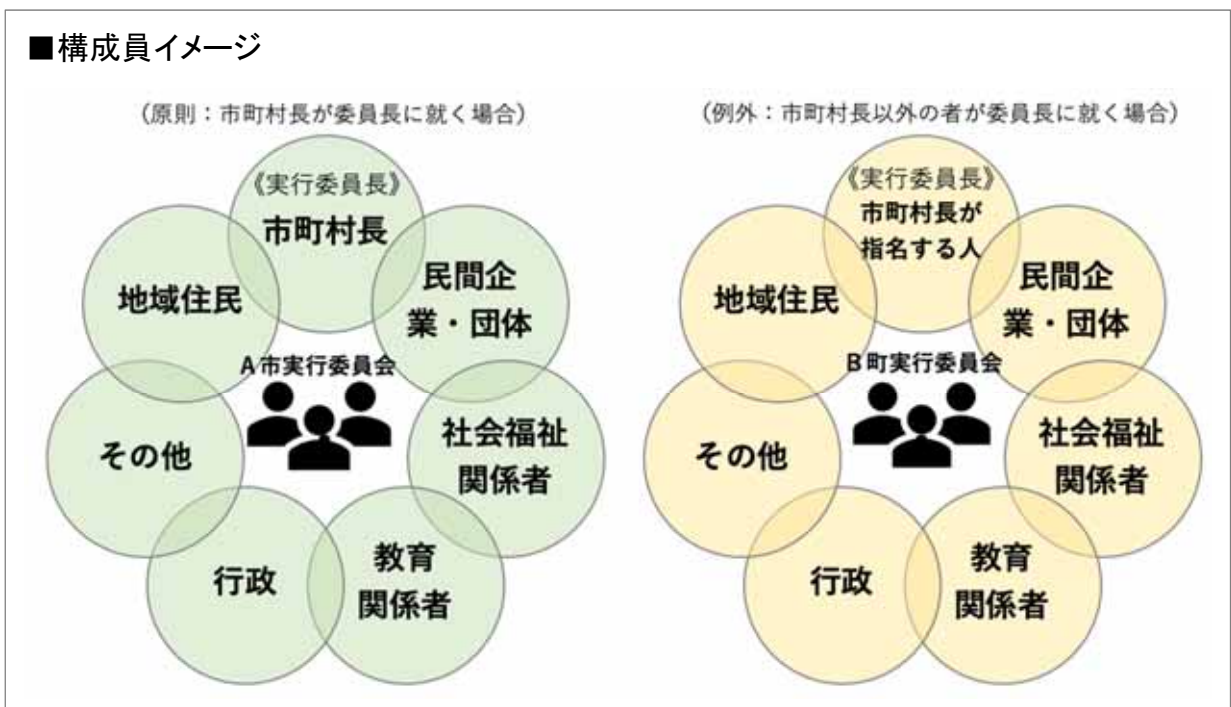
○「全国応援村事務局」

親委員会の事務及び経理等を行う。正式名称は全国応援村実行委員会事務局。

【2】各市町村実行委員会

2-1 構成

自治体が主体となり市町村実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組成する。原則、実行委員長には市町村長が就くものとするが、地域の特性を鑑み、例外として市町村長が本取組の趣旨に相応しい人を実行委員長に指名することも可能。



2-2 役割

実行委員会は、主には、各市町村内で実施する応援村の統括及び当該応援村と親委員会とをつなぐハブ機能の役割を担う。具体的には、次の事項が挙げられる。

- ・各市町村内における応援村の情報統括
- ・各市町村内における応援村の情報発信
- ・各市町村内における大規模会場等についての会場内の調整及び運営
- ・親委員会との連携窓口
- ・各市町村内における民間企業、団体、地域住民等の問合せ窓口
- ・その他、親委員会が必要と認める事項

2-3 実行委員会組成について全国応援村事務局へ申請

実行委員会は、全国応援村事務局へ実行委員会組成申請書及びシンボルマーク等使用申請書を提出する。全国応援村事務局において当該実行委員会を登録した後、登録証及びシンボルマーク等使用許可証を当該実行委員会へ送付する（申請から概ね1か月以内）。申請受付は、令和2年2月から令和2年6月までとする。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、変更届を提出する（変更後概ね1週間以内）。

2-4 応援村開催について全国応援村事務局へ概要届出及び終了報告

実行委員会は、応援村開催概要（内容・場所・期間等）を決定後、全国応援村事務局へ応援村開催概要届出書を提出する。当該市町村内において複数の場所で開催する場合、届出書は一括して提出する必要はなく決定したものから順次提出することができる。また、当該応援村の開催期間終了後から1か月以内に終了報告書を提出する。

【3】シンボルマーク等の活用

3-1 知的財産権について

「応援村 OUEN-MURA」という名称及び応援村シンボルマーク（右枠内のマーク）は、著作権等の対象となる知的財産であり、親委員会がその管理を任されているため、親委員会に無断で使用することは禁止されている。ただし、応援村開催自治体、各市町村実行委員会及び親委員会の実行委員等は、応援村ガイドラインに則ることを条件に、使用を可能とする（応援村開催自治体及び各市町村実行委員会の実行委員等は、シンボルマーク等使用申請書の事前提出が必須）。



応援村シンボルマーク

3-2 シンボルマーク等使用申請書

実行委員会組成申請書提出時にシンボルマーク等使用申請書を全国応援村事務局へ提出する。シンボルマーク等使用許可証到着後、応援村ガイドラインに則った使用ができる。

3-3 代表的な使用事例

代表的な使用事例は次のとおりです。

○名刺



○会場装飾



○備品装飾



○商品パッケージ

○ちらし・広報紙

等

3-4 使用禁止事例

シンボルマーク等使用申請書を提出しても、次のような使用をすることはできない（例示）。

- × 公序良俗に反する態様での使用
- × 反社会的勢力に関わる態様での使用
- × 政治活動への使用
- × 政治的、宗教的その他の特定の主張を行う目的での使用
- × 改変しての使用
- × 許諾された使用目的以外の目的での使用
- × その他ガイドラインに反した使用

資料篇

〔資料〕 第Ⅱ類型「応援村」の Q&A

(令和元年 10 月 24 日現在)

問 1 応援村とはそもそも何か。

答

令和 2 年夏、我が国はもとより世界各国から超一流のアスリートが東京に集う。しかしながら、実際の競技場で観戦・応援するチャンスは、私たち一般国民にとってあまり身近とはいえず、特に、地方にお住まいの方々にとってはなおさらである。

そもそも、世界的なスポーツ観戦は、自国・他国を問わず国単位で選手に声援を送り合う世界最大の「応援の場」であるはずだ。

ところが現状のままであれば、応援する場を持たない国民の多くは、自宅でのテレビ観戦にとどまるだろう。このことは見方を変えると、主人公である「選手」と対をなす「応援者」、すなわち「様々な地域で応援をする住民」に光が当たっていないことの表れではないだろうか。

そこで、地域住民の皆さんが日常生活の延長の中で「応援できる」プラットフォームとして、「応援村 OUEEN-MURA（以下「応援村」という。）」を考案した。これによる気運醸成は結果的に地域の活性化にもつながるものと考えている。あわせて、国内外から集まる観光客の皆さんに対しても広く門戸を開きたい。

世界で初めて、このような「応援村 OUEEN-MURA」を実施することで、世界に向けて日本の元気を伝えていきたい。そして、私たちの未来と子どもたちのために、レガシーを創っていきたい。

そんな素朴な思いから、この「応援村 OUEEN-MURA」は生まれた。

問 2 応援村の内容如何。

答

「応援村 OUEEN-MURA」を設置する場合、地域の飲食・物販・スポーツ体験・VR など、住民及び観光客に対するおもてなしを提供することができる。

「応援村 OUEEN-MURA」は賛同する地方自治体を主催者とし、令和 2 年夏、全国 2,000 か所に設置、2,000 万人の来場者数を目指す。規模は、

大規模なものだけでなく中規模・小規模（例えば、福祉施設・寺社・廃校・体育館・保育園・放課後児童クラブ・事業所・庁舎スペース・公共ホール等）のパブリックスペース等を想定し、全国津々浦々、ご自宅の近くで気軽に手軽に参加し応援できる環境を整えるものとする。そのうち20地域を、全国からの応募を踏まえ「重要拠点」と位置づける。

「応援村 OUEEN-MURA」は、全国応援村実行委員会が国及び道府県と連携し、都内の公園、都内大通りなどを舞台とし地方創生事業や全国の地域間連携事業などにつなげるとともに、我が国の先端技術を提供できることとしたい。

問3 応援村の実施主体はどこか。

答

全体の実施主体は、全国応援村実行委員会（通称：親委員会）となる。各個別の応援村に関しては、主催者である自治体の長を原則実行委員長とし、〇〇市応援村実行委員会、〇〇町応援村実行委員会、〇〇村応援村実行委員会という形で、市町村ごとに実行委員会を組成（以下「市町村実行委員会」という。）。

市町村実行委員会については、第2回全国応援村実行委員会（親委員会）での細目協議を経た上で、各自治体において組成していただくことになり、組成状況は年明けの第3回全国応援村実行委員会（親委員会）で報告される予定。

問4 自治体はどのような準備をすれば良いのか。

答

第1回全国応援村実行委員会（親委員会）において、応援村憲章を含むガイドラインを決定する。その上で、このガイドラインに基づき、実施要領を策定することになる。実施要領は、10月に開催予定の全国応援村実行委員会（親委員会）で細目協議の後、各自治体に対してお示しすることとし、市町村実行委員会の在り方等も規定したいと考えている。

これを踏まえ、各自治体において、

- ・各市町村で実行委員会の設置、
 - ・各種事業に係る申請、
 - ・必要な予算の確保、補助金の申請、
- といった手順になると思料。

問5 応援村を行うメリットは何か。

答

自治体側からすると、地方創生が可能。具体的にはコミュニティの活性化、インバウンド客に対するもてなしなどが期待。

地元経済面からすると、物販、飲食等の提供で雇用の確保、地域経済活性化などが期待可能。

問6 応援村にかかる費用はどれくらいで、誰が負担するのか。

答

本ガイドライン6-2 開催規模別一覧（代表パターン）のように、大中小の規模で異なるが、基本的には自治体が負担する。足りない部分は地元企業のスポンサー、国の補助金等を活用することになると思料。

問7 応援村に関する問い合わせ先はどこか。

答

全国応援村実行委員会事務局にメールにて問い合わせいただきたい。なお、実行ベースに移る段階では、関連企業等からの問い合わせ先は、市町村実行委員会となる。

※全国応援村実行委員会事務局メールアドレス：contact-form▲ouen-mura.com

（注）上記の「▲」記号を「@」記号に置き換えてください。

問8 応援村と首長連合、ZAB との関係如何。

答

応援村を実施する大部分の自治体が首長連合に加盟している関係上、首長連合が、当該自治体との窓口となる。なお、ZAB 及び首長連合から

派遣される職員によって全国応援村実行委員会事務局を構成するものとする。

問 9 応援村の成功の基準如何。

答

目標は全国で2,000か所、2,000万人の動員としているが、それ以上に大切なのは、応援村そのものが当該自治体のレガシーになることとしたい。具体的には、購入したテントが防災テントになるというハード的な例。ソフト的には、コミュニティの再生、活性化につながるなど、真に地域住民の皆さんが、「応援村があって良かった。」と思ってくださる機会を提供できたことが成功の基準と考える。

問 10 全国応援村実行委員会での実行委員の役割、責任如何。

答

実行委員に求められるのは、大所高所からの助言のほか、実際タスクとして具体的に課された事項の「実行」であると考え。

問 11 全国応援村実行委員会と市町村実行委員会は、名称が似ているので混同する恐れがあると思うが、通称を提示すべきではないか。

答

前者は「親委員会」、後者は「実行委員会」と称することとする。

「応援村 OUEN-MURA」ガイドライン

令和元年 8 月 27 日 初版

令和元年 10 月 24 日 第 2 版

全国応援村実行委員会

公式ホームページ <https://ouen-mura.com>

事務局メールアドレス contact-form▲ouen-mura.com

(注) 上記の「▲」記号を「@」記号に置き換えてください。